

袋し社第50号
令和7年7月5日

自主防災隊長 様

袋井市しあわせ推進課長 増井精一郎

袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画）の作成及び更新について（依頼）

次のとおり、袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画）の作成及び更新をお願いします。

1 目的

袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画）は、災害時において要支援者の安否確認や情報伝達が、迅速かつ的確に実施できるよう、避難支援体制の整備を図ることを目的として作成するものです。

2 対象となる要支援者

次の表のうち、在宅者で災害時に家族等の避難支援が受けられない等の理由で個別避難計画の作成を希望される方が対象となります。

区分	対 象 者	担 当
ア	身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する方のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の方	障がい者福祉係
イ	療育手帳の交付を受けている方（知的障害者）で、程度区分のうちAの判定を受けている方	
ウ	介護保険法に規定する要介護3以上の判定を受けている方（ただし、施設等の入所者は除く）	保険課 介護保険係
エ	前各号に準じる状態にあると認められる方	社会福祉係

3 避難支援者の役割

- 【安否の確認】 電話や戸別訪問による安否確認
- 【避難支援】 周囲の状況や避難の指示などを伝え、避難所へ誘導するとともに可能な範囲での移動支援。災害情報把握に支援が必要な場合、避難情報などの情報提供（支援が困難な場合は自主防災隊へ指示を仰ぐ）
- 【報告】 自治会長や自主防災隊長へ避難状況を報告

※災害時の避難支援において義務や責任が生じるものではありません。

4 個別避難計画の作成【民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長】

※ スケジュールは、別紙「個別避難計画作成の流れ」を参照

ア 個別避難計画の更新（追加、変更、削除等）について

（ア）要支援者本人の事由（転居、施設入所、入院、死亡等）による変更
随時、しあわせ推進課まで、ご連絡ください。

（イ）緊急連絡先、支援者等の変更

緊急連絡先や支援者等が変更になった場合は、同封の個別避難計画を見え消し等で修正してください。

※ 表面に書ききれない場合は、裏面に追記してください。

イ 新規作成について

（ア）要支援者の対象でない方でも、本人や家族等からの希望があり、地域で必要と認めた場合、同様の手順で個別避難計画の作成をお願いします。

5 個別避難計画の提出について

「個別避難計画」と「避難行動要支援者名簿」をしあわせ推進課へ提出してください。

提出期限：令和7年9月1日（月）

6 個別避難計画の配付について

提出していただいた個別避難計画は、袋井市で確認した後、改めて民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長、避難支援者、要支援者本人に配付いたします。

7 その他の留意事項

(1) 個人情報の管理等について

ア 名簿情報の提供を受けた者及び名簿情報を共有する者は、災害対策基本法第49条の13の規定に基づき守秘義務が課せられます。

イ 名簿情報の提供を受けた者は、直接避難支援に関わる関係者のみで共有し、名簿は必要以上に複製しないでください。

ウ 名簿情報の提供を受けた者は、施錠可能な場所に名簿を保管する等、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理してください。

(2) 要支援者の特徴について

ア 避難行動要支援者（要配慮者）の特徴をとりまとめた資料を添付しましたので、参考にしてください。

イ 要支援者の方で福祉事業所に通所されている方については、ご本人の了解が得られれば、事業所担当者の方と支援方法について、可能な限りご協議をお願いします。

〔 担当：しあわせ推進課社会福祉係 44-3121 〕

取扱注意

見本

令和7年度 避難行動要支援者名簿

令和7年5月1日現在

No.	自治会	個別避難計画	漢字名	カタカナ名	性別	生年月日	電話番号	郵便番号	住 所	方 書	支援等を必要とする理由	備 考
1	新屋	有	袋井 一郎	フクロイ イチロウ	男	昭和10年1月10日	11-1111	437-0013	袋井市新屋一丁目一番地		要介護	
2	新屋	新	新屋 次郎	アラヤ ジロウ	男	昭和30年3月30日	22-2222	437-0013	袋井市新屋二丁目二番地		身体障がい	

※ 名簿記載者は市への回答書で個人情報の提供に同意されている方です。

※ 個別避難計画 有……本年度、個別避難計画を更新される方で、昨年度、個別避難計画を作成されている方

※ 個別避難計画 新……本年度、新たに個別避難計画を作成される方

袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画） **見本**

令和7年 ○月 ○日作成

自治会名	新 屋		
要支援者区分	身体障がい・要介護・療育・要支援		
住 所	袋井市新屋 1-1-1	電 話 F A X	0538-44-**** 0538-44-****
フリガナ氏名	フクロイ 仔咄 袋井 一郎 (男)	生年月日	昭和10年1月10日
緊 急 時 の 家 族 の 連 絡 先			
フリガナ氏名	フクロイ タロウ 袋井 太郎	続柄 長男	住所 袋井市国本**** 電話 0538-44-****
フリガナ氏名	フクロイ ハナコ 袋井 花子	続柄 長女	住所 袋井市国本**** 電話 0538-44-****
避 難 支 援 者（安否確認及び情報伝達者、組織・団体でも可）			
フリガナ氏名	アラヤ イチロウ 新屋 一郎	住所	袋井市 新屋**** 電話 0538-44-****
フリガナ氏名	ヒロオカ シロウ 広岡 次郎	住所	袋井市 新屋**** 電話 0538-44-****
フリガナ氏名	ホウジョウ サブロー 方丈 三郎	住所	袋井市 新屋**** 電話 0538-44-****
避難時に携行する医薬品等があれば記入 お薬手帳 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
(かかりつけ医療機関)		○○病院	
(既往症)		脳梗塞	
避難誘導時や避難先での留意事項があれば記入			
歩行困難のため避難場所への移動の際は、自主防災隊の協力が必要。			
袋井市役所 問合せ先	しあわせ推進課 社会福祉係	電 話	4 4 - 3 1 2 1
	危機管理課 防災計画係		8 6 - 3 7 0 3

提出先 袋井市役所 しあわせ推進課 社会福祉係

この個別計画は、重大な個人情報に記載されております。

次のことを必ず守ってください。

ア 個別計画の内容を他人に話さないでください。(守秘義務)

イ 個別計画は、関係者のみに配付し、必要以上にコピーをしないでください。

ウ 個別計画は、情報がもれないような場所で、大切に保管してください。

エ 個別計画の情報に変更がある場合は、関係者間で情報を共有してください。

オ 個別計画の登録が不要となった場合は市（しあわせ推進課）へご連絡ください。(連絡が無い場合は引き続き登録を更新させていただきます。)

～ 避難支援者の選定チェックシート ～

- 「避難支援者」選定の際は、自主防災隊長が訪問し、
本人や家族等と話し合いを設け、避難支援者の了解を得
てください。また、名簿に記載される旨を確実に伝えると
ともにその役割を必ずお伝えください。

- 「避難支援者」は、支援が受けられやすい、隣家、近隣者
等から選定をお願いします。

- 個別避難計画の提出後、自治会役員の変更等に伴い「避
難支援者」が変わる場合は、自治会長、防災隊長、民生委
員間で情報を共有してください。（各自が保有する個別避
難計画の避難支援者の欄をそれぞれ見え消しで修正して
ください。）市への変更届け出は不要です。

（自治会役員が「避難支援者」となる場合、役員交代の際は本事項
を必ず後任の方へ引き継ぎいただくようお願いいたします。）

「避難支援者」の役割

【安否の確認】

電話や戸別訪問による安否確認

【避難支援】

周囲の状況や避難の指示などを伝え、避難所へ誘導するとともに可能な範囲での移動支援。災害情報把握に支援が必要な場合、避難情報などの情報提供（支援が困難な場合は自主防災隊へ指示を仰ぐ）

【報告】

自治会長や自主防災隊長へ避難状況を報告

◆災害時は自分や家族の身の安全を確保したうえで、可能な範囲で支援をお願いします。

◆避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであるため、災害時の避難支援において義務や責任が生じるものではありません。

自治会、自主防災隊の役割

<平常時>

- ・個別計画作成の協力と個別計画の変更・修正に関する情報提供
- ・地域共助としての要配慮者支援体制の構築

<災害時>

- ・要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達をする
- ・安否確認の協力
- ・各自主防災隊が定める避難場所における要支援者の支援

◆個別計画を利用した防災訓練の実施など、地域で災害時に助けが必要な人たちが孤立することの無いよう、支援体制づくりにご協力をお願いします。

〔参考資料 1〕

避難行動要支援者（要配慮者）の特徴

この資料は、災害時避難行動要支援者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらが全て個々の避難行動要支援者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は避難行動要支援者一人ひとりで異なるので、個別計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○ ひとり暮らし高齢者

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

○ 寝たきり高齢者

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・ 自力で行動することができない。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。 ・ 食事制限等疾患や咀嚼困難等による食事形態、特別用途食品の使用等に関する必要な情報を確認することが必要

○ 認知症の高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・ 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・ 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○ 視覚障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 ・ 日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・ 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・ 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・ 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済ようにする。 ・ 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ・ ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・ 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○ 聴覚障がいのある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 ・ 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正面から口を大きく動かして話す。 ・ 文字や絵を組み合わせて情報を伝える。 ・ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がい者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・ 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○ 盲ろうの人

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。 ・ 必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。 ・ 指点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。
--

○ 肢体不自由のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等が、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 <p>(車イスを使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 ・緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスが通れる通路を確保する。 ・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○ 内臓機能・免疫機能に障害のある人、難病患者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 ・ 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・ 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おふひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・ 医薬品や衛生材料の確保が必要 ・ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 ・ 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要

○ 知的発達に障害のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な環境の変化に順応しにくい。 ・ 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・ 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 ・ 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・ 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○ 発達障害のある人

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的発達に遅れのある人もいれば、知的発達に遅れない人もいる。 ・ 知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 ・ 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人々が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 ・ 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
<p>情報伝達の配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・ 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 ・ 現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。
<p>避難誘導時の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・ 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 ・ 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であること告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 ・ 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 ・ 大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
<p>避難所での留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックを生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど） ・ 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 ・ 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 ・ 医療機関との連絡体制の確保が必要。

○ 精神障害のある人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・ 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連絡体制の確保が必要 ・ 精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活にじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要 ・ 精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要 ・ 「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 ・ 話はじっくり聴く。 ・ 他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 ・ 睡眠が十分取れるように配慮する。 ・ 現実離れした訴えも受け止める。

○ 妊産婦

特	徴	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・ 過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 ・ 身体の状態に合わせて休養や保温などの確保が必要

○ 乳幼児・児童

特	徴	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険を判断し、行動する能力がない。 ・ 時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者とともに避難する。
避難所での留意点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・ 夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・ 乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・ 被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 ・ 保護者不在時の一時的な保育が必要

○ 外国人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none">・日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none">・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

個別避難計画～一人でも多くの命を救うために～

個別避難計画って？

個別避難計画とは、災害時に避難の手助けが必要な方（要支援者）がスムーズに避難できるよう、事前に「避難の際に必要な支援はなにか」「誰がサポートするのか」などを書いておき、支援を行う人（自治会、民生委員、自主防災隊、行政）と事前に共有を行う、一人一人の状況に合わせた避難計画です。

避難支援者は何をするの？

地域に避難の手助けが必要な方がいることを知っていただき、可能な範囲で避難支援をお願いします。

災害発生時に支援者の皆様をお願いしたいこと

1 自分や家族の安全を確保してください。



2 自身の安全を確保した上で要支援者の安否を確認し、避難情報を伝え、避難の支援を可能な範囲で行ってください。

※支援が困難な場合は無理に対応せず、地域の人に協力を仰ぐなどして対応してください。

※避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであるため、災害時の避難支援において義務や責任が生じるものではありません。

要支援者とは？

下記のうち、自力又は家族等だけでは避難できないかつ、地域の人へ個人情報の提供することに同意し避難の助けを必要とする人です。

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する方のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の方
- イ 療育手帳の交付を受けている方（知的障害者）で、程度区分のうちAの判定を受けている方
- ウ 介護保険法に規定する要介護3以上の判定を受けている方（ただし、施設等の入所者は除く）
- エ 上記ア、イ、ウに準じる状態であると認められる方（支援が無ければ避難に不安がある方）

大規模災害が起こった場合、行政がすぐに助けに行けないことが想定されます。地域で協力し合い、避難の助けが必要な人が孤立することが無いよう、事前の計画の策定にご協力をお願いします。